

## 神奈川県動物愛護センターにおける犬猫の保護、譲渡等の状況(令和元年度)

保 護		R1	前年	前年比
犬	飼えなくなった犬	78	61	17
	所有者不明	222	225	▲ 3
	前年度からの繰入	19	34	▲ 15
	計	319	320	▲ 1

譲渡等		R1	前年	前年比
犬	返還	153	131	22
	県民に譲渡	43	20	23
	ボランティアに譲渡	95	147	▲ 52
	収容中の死亡	1	3	▲ 2
	殺処分	0	0	—
	その他	1	0	1
	翌年度への繰越	26	19	7
	計	319	320	▲ 1

保 護		R1	前年	前年比
猫	飼えなくなった猫	115	176	▲ 61
	所有者不明	245	316	▲ 71
	前年度からの繰入	83	51	32
	計	443	543	▲ 100

譲渡等		R1	前年	前年比
猫	返還	2	1	1
	県民に譲渡	60	34	26
	ボランティアに譲渡	281	399	▲ 118
	収容中の死亡	21	26	▲ 5
	殺処分	0	0	—
	翌年度への繰越	79	83	▲ 4
	計	443	543	▲ 100

※ 表中の数値には、相模原市、藤沢市及び茅ヶ崎市(寒川町含む)の取扱い分を含む

- ※ 県では、横浜市・川崎市・横須賀市を除く県内地域の犬や猫などの保護を行っています。
- ※ 収容中に死亡した犬・猫は殺処分から除きます。
- ※ 保護した犬や猫のうち、回復の見込みがない病気やケガによる苦痛がある場合などには、やむを得ず安楽死処置をすることがあります。
- ※ 神奈川県では、道路などの公共の場所で、病気であったり、交通事故などでケガをしている猫については、その収容や治療などを(公社)神奈川県獣医師会に委託しています。このうち、瀕死の状態で治癒が望めない猫などについては、やむを得ず安楽死処置をしています。